

■計画の目標

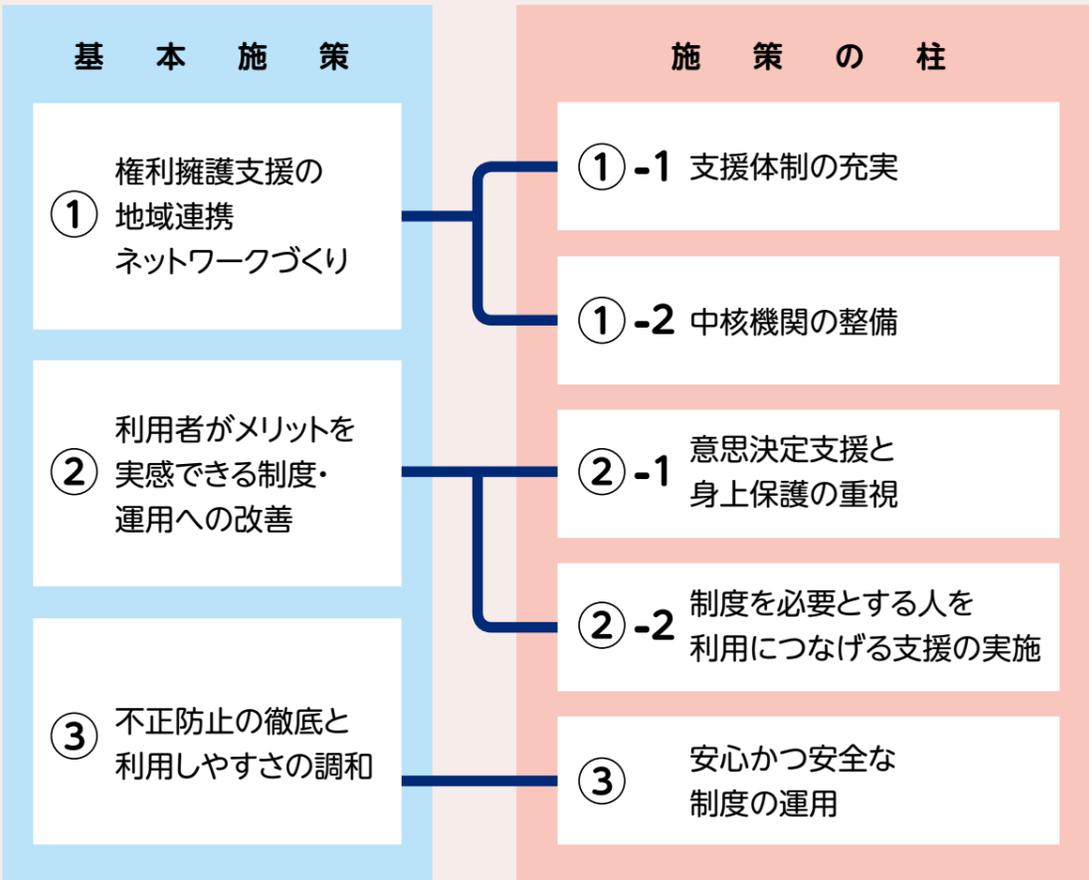
本計画では、本市の成年後見制度の利用状況等を見据え、計画のポイントとなる

- ①「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」
- ②「利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善」
- ③「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」

の3つの課題を重視し、制度利用が必要な人が、安心して利用できる制度の促進をめざします。

阿南市成年後見制度 利用促進基本計画のポイント

目標 成年後見制度利用促進と新たな仕組みづくり



阿南市成年後見制度利用促進基本計画は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ 福祉課地域共生係 ☎22-1592 FAX22-1813
e-mail:fukushi@anan.i-tokushima.jp

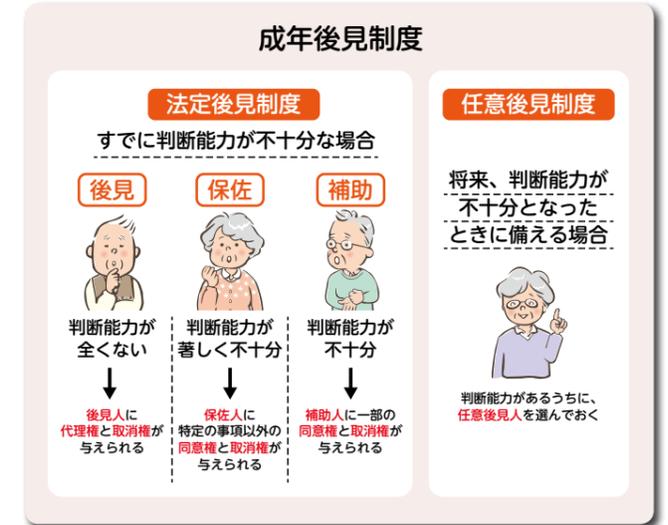
阿南市成年後見制度 利用促進基本計画

市は、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、意思決定が困難で制度の利用ができない人の権利が守られるよう、「阿南市成年後見制度利用促進基本計画」を令和2年9月に策定しました。本計画の概要を紹介します。

■成年後見制度とは？

成年後見制度は、ノーマライゼーション※や自己決定権の尊重などの基本理念と本人保護の調和の観点から、精神上的の障がい（認知症・知的障がい・精神障がいなど）により、判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、家庭裁判所が選任する成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命・身体・自由・財産等の権利を擁護する制度です。

※ノーマライゼーションとは
成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。



■地域連携ネットワークを整備し「地域共生社会」の実現を!!

平成28年度に国が策定した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」および「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、本市の利用促進に関する基本計画を策定しました。

地域連携ネットワークの整備等を通じ利用促進を図ることから、地域包括ケアシステム等の既存の資源や仕組みを活用しつつ、本市がめざすべき「地域共生社会」の実現に向けた取組を着実に推進していきます。

